

火災予防啓発の連携に関する協定について

1 目的

この協定は、信州ガス株式会社（静岡ガスグループ）が住宅防火対策の推進による「住民の安全・安心」を目的に飯田広域消防本部と締結し、両者が協力して火災予防啓発に取り組むものです。

2 住宅用火災警報器の設置義務化

南信州広域連合火災予防条例が平成 17 年に改正され住宅用火災警報器の設置が義務化される。（寝室と寝室のある階の階段上部(台所は推奨)）

- ・新築住宅 平成 18 年 6 月から（19 年経過）
- ・既存住宅 平成 21 年 6 月から（16 年経過）

3 飯田広域消防本部管内の住宅用火災警報器設置率（令和 7 年調査による）

一部設置率：80.8%（全国平均 84.6%）

（条例設置に必要な場所に 1 か所でも設置されているもの）

条例適合率：62.1%（全国平均 65.8%）

（設置場所が義務となっている寝室、階段等にすべて設置されているもの）

※飯田広域消防本部と全国平均の比較

一部設置率-3.8%、条例適合率-3.7%といずれも全国平均を下回っている。

4 信州ガス株式会社の取組み

・飯田広域消防本部と連携してリーフレットを作成し、配布及びポスターの掲示による住宅用火災警報器設置の推進

・顧客との住宅用火災警報器設置及び維持管理の契約

（対象範囲：飯田下伊那全域）

・火災予防運動期間中等における、飯田広域消防本部と連携した火災予防啓発の実施

※長野県内のガス会社の締結実績

長野都市ガス株式会社が長野市消防局、須坂市消防本部と締結



5 期待される効果

参考：長野市消防局との締結ポスター

(1) 住宅用火災警報器設置率の向上

住民に対し、住宅用火災警報器の必要性及び有効性が周知され、住宅用火災警報器の設置がされることで設置率の向上が期待される。

(2) 住宅から発生する火災による犠牲者をなくすことが期待される。